

使用済みペットボトル再資源化施設に係る

条例環境影響評価審査書

平成13年6月

川崎市

## 目 次

はじめに	1
1 指定開発行為の概要	2
2 審査結果及び内容	3
(1) 全般的な事項	3
(2) 個別事項	3
ア 水質	3
イ 緑の質及び量等	3
ウ 騒音及び振動	4
エ 産業廃棄物	4
オ 交通混雑及び交通安全	4
(3) 環境配慮項目に関する事項	5
(4) 事後調査に関する事項	5
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過	6
4 川崎市環境影響評価審議会による審議経過	6

## は じ め に

「使用済みペットボトル再資源化施設」（以下「指定開発行為」という。）は、日本钢管株式会社及びエヌケー環境株式会社（以下「指定開發行為者」という。）が、容器包装リサイクル法の施行に伴い、川崎市をはじめとする各自治体が収集した使用済みペットボトルを処理し、再生ペット樹脂及び高炉還元剤原料を製造することを目的として、使用済みペットボトル再資源化施設を川崎市水江町の日本钢管株式会社京浜製鉄所水江地区に建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査し、その予測評価を行い、平成13年2月14日当該指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を提出した。

川崎市では、前述の準備書等を公告縦覧をするとともに、市民等に意見書の提出を求めたが、提出締切日までに意見書の提出がなかったことから、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会では審議を重ね、平成13年5月29日に答申を得た。

この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

- ・ 東京都千代田区丸の内1丁目1番地2号  
日本钢管株式会社  
代表取締役社長 下垣内 洋一
- ・ 横浜市鶴見区弁天町3番地1号  
エヌケー環境株式会社  
代表取締役社長 内堀 秀男

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

- ・ 名称：使用済みペットボトル再資源化施設
- ・ 種類：工場又は事業所の新設（第3種行為）  
廃棄物処理施設の新設（第2種行為）  
(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)  
第3条で規定する別表1の備考1に基づき第2種行為の手続を実施)

### (3) 指定開発行為を実施する区域

- ・ 位置：川崎市川崎区水江町5番
- ・ 区域面積：12,520m<sup>2</sup>
- ・ 用途地域：工業専用地域

### (4) 計画の概要

#### ア 目 的

一般廃棄物処理施設（使用済みペットボトル再資源化施設）の新設

#### イ 土地利用計画

- ・ 建築物（原料倉庫、工場棟、成品倉庫他）

6,250m<sup>2</sup> (49.9%)

- ・ 屋外施設 290m<sup>2</sup> (2.3%)

- ・ 通路・駐車場 2,850m<sup>2</sup> (22.8%)

- ・ 緑化地 3,130m<sup>2</sup> (25.0%)

#### ウ 設備計画

ボトル受入・解体設備、ボトル選別設備、粉碎・ラベル分離設備、フレーク洗浄設備、ポリオレフィン分離設備、フレーク精製・充填設備

#### エ 処理能力 48t／日

## 2 審査結果及び内容

本指定開発行為にあたっては、次の各項に掲げる審査内容について遵守すること。

### (1) 全般的な事項

本計画は、容器包装リサイクル法に従い、使用済みペットボトルから再生ペット樹脂及び高炉還元剤用原料を製造する計画であり、廃棄物の有効な再資源化が図られるものと評価する。

本計画は、市民生活から排出された一般廃棄物である使用済みペットボトルの処理施設であることから、施設の市民への一般公開をはじめ、積極的な情報提供に努めること。

### (2) 個別事項

#### ア 水 質

給水計画については、京浜製鉄所の既存設備から供給するとしているが、上水及び工水の使用量、配分等を明示する必要があり、水の利用方法等についても明示する必要がある。また、原水の水質を予測した内容が記載されていないことから、これを明示すること。

排水については、計画施設からの排水は量的に少なく、水素イオン濃度(pH)調整、生物処理、活性炭吸着等の処理を行い、化学的酸素要求量(COD)等も地区別環境保全水準を下回るとしているが、合流する既設施設の排水と比較すれば、相対的に高い値を予測している。

このため、処理施設の管理等を徹底することなどにより、可能な限り公共用水域に対する影響を低減すること。

また、排出先が海域であるため、化学的酸素要求量(COD)等による管理としているが、処理方法が生物処理を中心としているため、生物化学的酸素要求量(BOD)による水質の予測及び管理も併せて行うことが望まれる。

#### イ 緑の質及び量等

本計画の緑被については、地区別環境保全水準を満たし、植栽基盤の整備を行うとともに、「川崎市緑化指針」に基づく植栽を行うとしている。

しかしながら、計画地が既設工場の一角にあり、緑の少ない地域であることから、緑被の一層の確保が望まれる。

計画では、高木に比べ中木や低木を多く植栽する予定としているが、遮断

植栽としての効果を考慮して、可能な限り高木を植栽することが望まれる。

また、整備される緑地については、適正な管理を行うこと。

#### ウ 騒音及び振動

本計画では、建設時、供用時とも、騒音・振動対策を行うことから、環境への影響は少ないとしているが、建設作業の平準化、使用設備の保守管理の徹底等を図り、騒音・振動の低減化に努めること。

#### エ 産業廃棄物

処理予定の一般廃棄物である使用済みペットボトルは、その性状及び履歴が明白なものを取り扱うとしており、可能な限りの再資源化を図るとしているが、混入してくる塩化ビニールの取り扱いにおいて、ダイオキシンの発生など、二次的な環境汚染の防止に努めること。

排水処理施設からの汚泥等について産業廃棄物として処理するものは、廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。

#### オ 交通混雑及び交通安全

建設時の工事用車両、供用時の搬出入車両の走行予定ルートは現況でも交通量の非常に多い地域であり、混雑時間帯の走行を避けるなど、車両の運行管理の徹底を図ること。

### （3）環境配慮項目に関する事項

本計画は廃棄物の再資源化を目的に計画されたもので、環境保全に寄与するものである。しかしながら、より一層の環境保全に向けて、廃棄物の再資源化率の向上はもとより、最新技術の可能な限りの導入による処理水の再利用、二酸化炭素の排出削減を図るなど、環境負荷の低減の努力が望まれる。

### （4）事後調査に関する事項

本計画においては、水質、騒音及び振動の3項目について事後調査を実施するとしているが、緑の少ない地域に新たな緑地を創出することから、その保全管理に関し配慮し、樹木等の生育状況について、適宜報告することが望まれる。

### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成13年2月14日（水） 指定開発行為実施届出受理  
2月21日（水） 条例環境影響評価準備書縦覧公告  
21日（水） 条例環境影響評価準備書縦覧開始  
縦覧者合計 16名  
4月 6日（金） 縦覧終了  
6日（金） 意見書の締切り  
意見書の提出 無し  
4月12日（木） 市長から審議会に諮問

### 4 川崎市環境影響評価審議会による審議経過

平成13年4月12日（木） 「使用済みペットボトル再資源化施設に係る条例環境影響評価準備書」について川崎市長より  
諮問  
4月19日（木） 現地視察  
4月27日（金） 事業者説明及び審議  
5月22日（火） 答申（案）審議  
5月29日（火） 答申